

平成27年6月1日から
改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に危険な ルール違反をくり返すと 自転車運転者講習の対象になります



講習の対象となる危険行為

- 信号無視
- 指定場所一時不停止など
- 遮断踏切立入り
- 歩道通行時の通行方法違反
- 酒酔い運転
- 制御装置(ブレーキ)不良自転車運転など

講習制度の流れ ※受講命令に違反した場合は5万円以下の罰金



自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子ども（13歳未満）はヘルメットを着用



自転車による交通事故でも、自転車運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、保険などに加入しておきましょう。